

第7回 焼津漁協 再発防止委員会
議事要旨

- 1 日時 令和4年4月18日(月) 15:00~17:30
- 2 場所 焼津漁業協同組合総務部会議室
- 3 出席者
委員：加藤委員長、原田委員、橋ヶ谷委員、近藤委員、海野委員、見崎委員、
松永委員、鈴木委員、白石委員、大本委員、鳶本委員
県(傍聴)：板橋水産・海洋局長
- 4 議事要旨

(1) 主な協議事項

① 焼津漁協のガバナンス体制について

漁協から、常勤会(執行部)・理事会等の開催状況とともに、組織内に魚市場改善改革チームを立ち上げたこと、仲買人と市場運営について意見交換を行う市場委員会を再開することとした旨報告があった。

【主な意見】

- 常勤会で決定した事項は、執行部へのけん制機能を働かせるために、理事会に報告することとするべき。
- 代表監事を内部通報の責任者とするので、監査・監事会は年2回の開催ではなく、理事会と併せて開催することを原則とし、案件がなければ開催しないという在り方に改めてはどうか。
- 内部監査は、帳票の監査だけではなく、例えば、市場の監視カメラのサンプリング的な監視などを実施する体制を作るべき。
- コンプライアンス研修会は、他の団体の例も踏まえて、役員も対象とすべき。
- コンプライアンスといっても、刑法ですら守れなかったことも踏まえ、不当要求にどのように対応するのか、といったことも研修できるようにするべき。
- 市場委員会は、仲買人だけでなく、漁業者の意見もくみ取ることのできるよう、体制を検討するべき。

【今後の予定】

- 新たに立ち上げた市場改善改革チームでの検討内容・構成員を報告することとなった。

② 内部通報制度について

漁協から、内部通報マニュアルの作成状況について報告があり、引き続き、改善点等を協議することとなった。

③ 運送業者等からコンプライアンス誓約書を徴取することについて

【主な意見】

- コンプライアンス誓約書は、その名称も含めて内容を精査すべき。
- 誓約書に記載されている事項が抽象的であるため、具体的に、遵守して欲しいと考えている事項を記載すべき。また、実効性を持たせるため、遵守事項に反した場合、どのような措置があるのかも、併せて記載すべき。

【決定内容】

再度改善点を検討した上で、次回以降、運送業者と協議の上、案を確定することとなった。

④ ハード面の整備の検討状況について

漁協から、複数の事業者からヒアリングを継続して行っている旨報告があった。

(2) その他

- 委員から、先日の船主との意見交換会での意見も踏まえ、信頼を回復するためには、漁協として事件の詳細を丁寧に説明すべき、という意見が複数あった。